

## 指定基準自己点検シート（地域密着型通所介護）

記入年月日	年	月	日
法人名			
施設・事業所名			
連絡先	(TEL)		
記入責任者	(職名)	(氏名)	
人権擁護・虐待防止の担当者	(職名)	(氏名)	
感染対策担当者	(職名)	(氏名)	
防火管理者	(職名)	(氏名)	

事業所指定	サービス種別	定員(人)	利用者数 (人)※1	利用者数の内訳		平均 利用者数 (人)※3
				在宅(人)	在宅以外 (人)※2	
	地域密着型通所介護					
有	・	無	介護予防通所介護相当サービス			
有	・	無	通所型サービスA			

※1 指定基準自己点検シート提出月の利用登録者数を記載してください。

※2 自宅居住者以外は全て該当(有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、生活支援ハウス等)  
※3 指定基準自己点検シート提出月の前月の1日当たりの平均利用者数を記載してください。

				避難確保計画の作成		
災害想定区域	洪水浸水想定区域（該当・非該当）			有・無		
	高潮浸水想定区域（該当・非該当）			有・無		
	土砂災害警戒区域（該当・非該当）			有・無		

※災害想定区域に該当している場合は、避難確保計画の作成(有無)についても記載してください。

### ＜記載にあたっての留意事項＞

- (1)複数の職員で検討のうえ点検してください。

(2)記入される時点での状況について、各項目の点検事項に記載されている内容について満たされていれば「はい」に、そうでなければ「いいえ」に□をしてください。  
なお、該当するものがなければ非該当に□をしてください。

(3)点検事項ごとに根拠法令を記載していますので、参考にしてください。

<根拠法令>

根拠法令の表記については、以下のとおり略しています。

- |      |  |
|------|--|
| 「法」  | → 介護保険法                                    |
| 「令」  | → 介護保険法施行令                                 |
| 「規則」 | → 介護保険法施行規則                                |
| 「条例」 | → 大分市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 |

点検項目	点検事項	根拠法令	点検結果		
			は い	い い え	非 該 当
<b>I 人員基準</b>					
1 従業者の員数	(1) 【生活相談員】  提供日ごとに、サービスを提供している時間帯に専ら当該サービスの提供に当たる生活相談員が勤務している時間数の合計数を当該サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上となっていますか。  ※生活相談員は、社会福祉主任用資格を有する者等又はこれらと同等以上の能力を有する者が配置されていますか。  《利用定員が11名以上の場合》 (2) 【看護職員】  単位毎に、専ら当該サービスの提供に当たる看護職員（看護師又は准看護師）を1以上配置していますか。  (3) 【介護職員】  ①単位毎に、サービスを提供している時間帯に、専ら当該サービスの提供に当たる介護職員が勤務している時間数の合計数をサービスを提供している時間数で除した数を規定通り配置していますか。  ※地域密着型通所介護事業と第1号通所事業とが同一の事業所において一體的に運営されている場合にあっては、地域密着型通所介護又は第1号通所事業の利用者の数が15人までは1以上。15人を超える場合は、15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上。  ②単位毎に、常時1人以上の介護職員が従事していますか。  《利用定員が10名以下の場合》 (2) (3) 【看護職員】【介護職員】  ①単位毎に、サービスを提供している時間帯に、専ら当該サービスの提供にあたる看護職員又は介護職員が勤務している時間数の合計数をサービスを提供している時間数で除して得た数が1以上となっていますか。  ②単位毎に、常時1人以上の看護職員又は介護職員が従事していますか。  (4) 【機能訓練指導員】  機能訓練指導員を1以上配置していますか。  ※機能訓練指導員は、必要な訓練を行う能力を有している者が配置されていますか。  (5) 生活相談員又は介護職員のうち1人以上は常勤となっていますか。	条例 第61条の3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2 管理者	①管理者は常勤職員を配置していますか。  ②管理者が他の職種等を兼務している場合、兼務形態は適切ですか。	条例 第61条の4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>II 設備基準</b>					
1 設備及び備品等	(1) 食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備並びにサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えていますか。  ※設備は、専ら当該サービス事業の用に供していますか。	条例 第61条の5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	点検事項	根拠法令	点検結果		
			は い	い い え	非 該 当
	(2) 【食堂、機能訓練室】  食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さがあり、その合計した面積は3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上となっていますか。※食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ機能訓練を行う際には、その実施に支障がない広さを確保できていれば、同一の場所として可。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 【相談室】  遮へい物の設置など相談の内容が漏えいしないよう配慮されていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 【消火設備その他非常災害に際して必要な設備】  消防法その他法令等に規定された設備は確実に設置されていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) 【夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービス提供をする場合】  必要な届出を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

### III 運営基準

1 内容及び手続の説明及び同意	サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ていますか。  ※重要事項は、運営規程の概要、勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等、利用申込者のサービス選択に資すると認められる事項。	条例 第61条の20 準用第10条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2 提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはありませんか。	条例 第61条の20 準用第11条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3 サービス提供困難時の対応	自ら適切なサービス提供が困難な場合、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他事業者等の紹介など必要な措置を速やかに取っていますか。	条例 第61条の20 準用第12条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4 受給資格等の確認	(1) 被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。	条例 第61条の20 準用第13条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮してサービスを提供するよう努めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5 要介護認定の申請に係る援助	(1) 利用申込者が要介護認定を受けていない場合、既に要介護認定の申請をしているか確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	条例 第61条の20 準用第14条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 要介護認定の更新申請が、遅くとも要介護認定の有効期間が終了する30日前までになされるよう必要な援助を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6 心身の状況等の把握	サービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	条例 第61条の6	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7 居宅介護支援事業者等との連携	サービスを提供する場合又は提供の終了に際し、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	条例 第61条の20 準用第16条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	利用申込者又はその家族に対して、法定代理受領サービスについて説明し、必要な援助を行っていますか。	条例 第61条の20 準用第17条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	点検事項	根拠法令	点検結果		
			は い	い い え	非 該 当
9居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。	条例 第61条の20 準用第18条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10居宅サービス計画の変更の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、必要な援助を行っていますか。	条例 第61条の20 準用第19条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11サービス提供の記録	(1) サービスを提供した際は、提供日、内容、介護サービス費の額その他必要な事項を書面に記録していますか。	条例 第61条の20 準用第21条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) サービスを提供した際は、提供した具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者からの申し出があった場合には、文書等により情報を提供していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12利用料等の受領	(1) 法定代理受領サービスの場合、利用者から利用者負担分の支払を受けていますか。	条例 第61条の7	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 法定代理受領サービスである場合と、そうでない場合との間に不合理な差額を設けていませんか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 以下の費用に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得ていますか。  ①利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用  ②通常要する時間を超えるサービス提供で、利用者の選定に係るものとの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常のサービスに係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用  ③食事の提供に要する費用  ④おむつ代  ⑤サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者負担とすることが適当な費用		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) (領収証) サービスの提供に要した費用について支払を受ける際、利用者に対し領収証を交付していますか。	法 第42条の2 第9項 準用第41条 第8項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) (4)の領収証に保険給付の対象額とその他の費用を区分して記載し、その他の費用については個別の費用ごとに区分して記載していますか。	規則 第65条の5 準用第65条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、サービス提供証明書を利用者に交付していますか。	条例 第61条の20 準用第23条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14指定地域密着型通所介護の基本取扱方針	(1) 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っていますか。	条例 第61条の8	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
15指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針	(1) 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流及び地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ妥当適切に行っていますか。	条例 第61条の9	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 利用者一人一人の人格を尊重し、それぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) サービスの提供に当たっては、地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないよう利用者の機能訓練及び日常生活を営むのに必要な援助を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	点検事項	根拠法令	点検結果		
			は い	い い え	非 該 当
	(4) サービス提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	条例 第61条の10	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(6) 身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(7) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(8) 常に利用者の心身の状況を的確に把握し、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って提供していますか。特に、認知症である要介護者に対しては必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(1) 管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練の目標、目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画を作成していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 計画は居宅サービス計画に沿って作成されていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 計画の内容について利用者又はその家族に説明を行い、利用者から同意を得ていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 計画を利用者に交付していますか。	条例 第61条の20 準用第29条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) 提供したサービスの実施状況や目標の達成状況の記録を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
17利用者に関する市への通知	利用者が以下の事項に該当する場合には遅滞なく市への通知を行っていますか。	条例 第61条の20 準用第29条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	①サービス利用に関する指示に従わぬことにより要介護状態の程度を増進させたと認められる場合		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	②偽りその他不正な行為により保険給付を受けた又は受けようとした場合		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
18緊急時等の対応	利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。	条例 第61条の20 準用第55条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
19管理者の責務	(1) 管理者は、事業所の従業者の管理及びサービス利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	条例 第61条の11	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 管理者は、事業所の従業者に規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
20運営規程	以下の事項を運営規程に定めていますか。  □事業の目的及び運営の方針 □従業者の職種、員数及び職務内容 □営業日及び営業時間 □利用定員 □サービスの内容及び利用料その他の費用の額 □通常の事業の実施地域 □サービス利用に当たっての留意事項 □緊急時等における対応方法 □非常災害対策 □苦情処理に関する事項 □虐待防止に関する事項 □その他運営に関する重要事項	条例 第61条の12	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	点検事項	根拠法令	点検結果		
			は い	い い え	非 該 当
21勤務体制の確保等	(1) 利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう事業所ごとに勤務の体制を定めていますか。	条例第61条の13	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 従業者に対し、その資質の向上のため、人権の擁護、虐待の防止、認知症介護、介護予防等に関する研修の機会を確保していますか。その際、全ての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 職場において行われる性的な言動、優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
21-2業務継続計画の策定等	(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じていますか。	条例第61条の20 準用第33条の2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
22定員の遵守	利用定員を超えてサービスの提供を行っていませんか。	条例第61条の14	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
23非常災害対策	(1) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、災害の態様ごとに具体的な計画を立て、非常災害時における関係機関への連携体制等を整備し、定期的に従業者に周知していますか。	条例第61条の15	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 具体的計画並びに通報及び連携体制は、事業所内に掲示し、必要に応じて内容の検証及び見直しを行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 地域の自主防災組織、近隣住民と連携を図り、非常災害時における利用者等の安全を確保するための協力体制を確立するよう努めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) 非常災害時に他の事業所等からの職員の派遣、他の施設利用等の協力が得られるよう広域的な相互の応援体制の整備充実に努めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
24衛生管理等	(1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備・飲用水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。	条例第61条の16	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように以下の措置を講じていますか。  ①感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。)をおおむね6月に1回以上開催し、その結果について、従業者に周知徹底していますか。  ②感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。  ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
25掲示	(1) 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、勤務体制等その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示していますか。 または書面を備え付け、かつ、自由に閲覧させていますか。	条例第61条の20 準用第35条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 重要な事項をウェブサイトに掲載していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	点検事項	根拠法令	点検結果		
			は い	い い え	非 該 当
26秘密保持等	(1) 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者若しくは利用者であった者又はその家族の秘密を漏らしてはいませんか。	条例 第61条の20 準用第36条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 従業者であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者若しくは利用者であった者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) サービス担当者会議等において、利用者、その家族の個人情報を用いる場合の同意をあらかじめ文書により得ていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
27広告	虚偽または誇大な広告をしていませんか。	条例 第61条の20 準用第37条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
28居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	条例 第61条の20 準用第38条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
29苦情処理	(1) 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口等を設置していますか。	条例 第61条の20 準用第39条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 苦情の内容等を記録していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 苦情に関して市又は国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、指導助言に従つて必要な改善を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 市又は国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、改善の内容を報告していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
30地域との連携等	(1) ①サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市職員又は地域包括支援センターの職員、サービスについて知見を有する者等により構成される運営推進会議(テレビ電話装置等を活用して行う場合は利用者等の同意を得ること。)を設置していますか。	条例 第61条の17	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	②運営推進会議は、おおむね6月に1回以上開催し、活動状況を報告しその評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 運営推進会議で出された報告、評価、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流を図っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
31事故発生時の対応	(1) 事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。	条例 第61条の18	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 事故の状況や処置について記録していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合においても、(1)、(2)に準じた必要な措置を講じていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	点検事項	根拠法令	点検結果		
			は い	い い え	非 該 当
31-2虐待の防止	事業所において虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じていますか。	条例第61条 準用 第41条の2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 虐待の防止のための指針を整備していますか。  指針には以下の事項を定めていますか。  □事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 □虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 □虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 □虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 □虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 □成年後見制度の利用支援に関する事項 □虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 □利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 □その他虐待の防止の推進のために必要な事項		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 虐待の防止のための研修を定期的に実施していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
32会計の区分	他の事業の会計と区分していますか。	条例 第61条の20 準用第42条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
33記録の整備	(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	条例 第61条の19	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) サービス提供に関する記録を整備し、その完結の日（当該サービスを提供した日）から5年間保存していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
34暴力団員等の排除	大分市暴力団排除条例に規定する暴力団員及び暴力団関係者の支配を受けていませんか。	条例 第61条の20 準用第44条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>